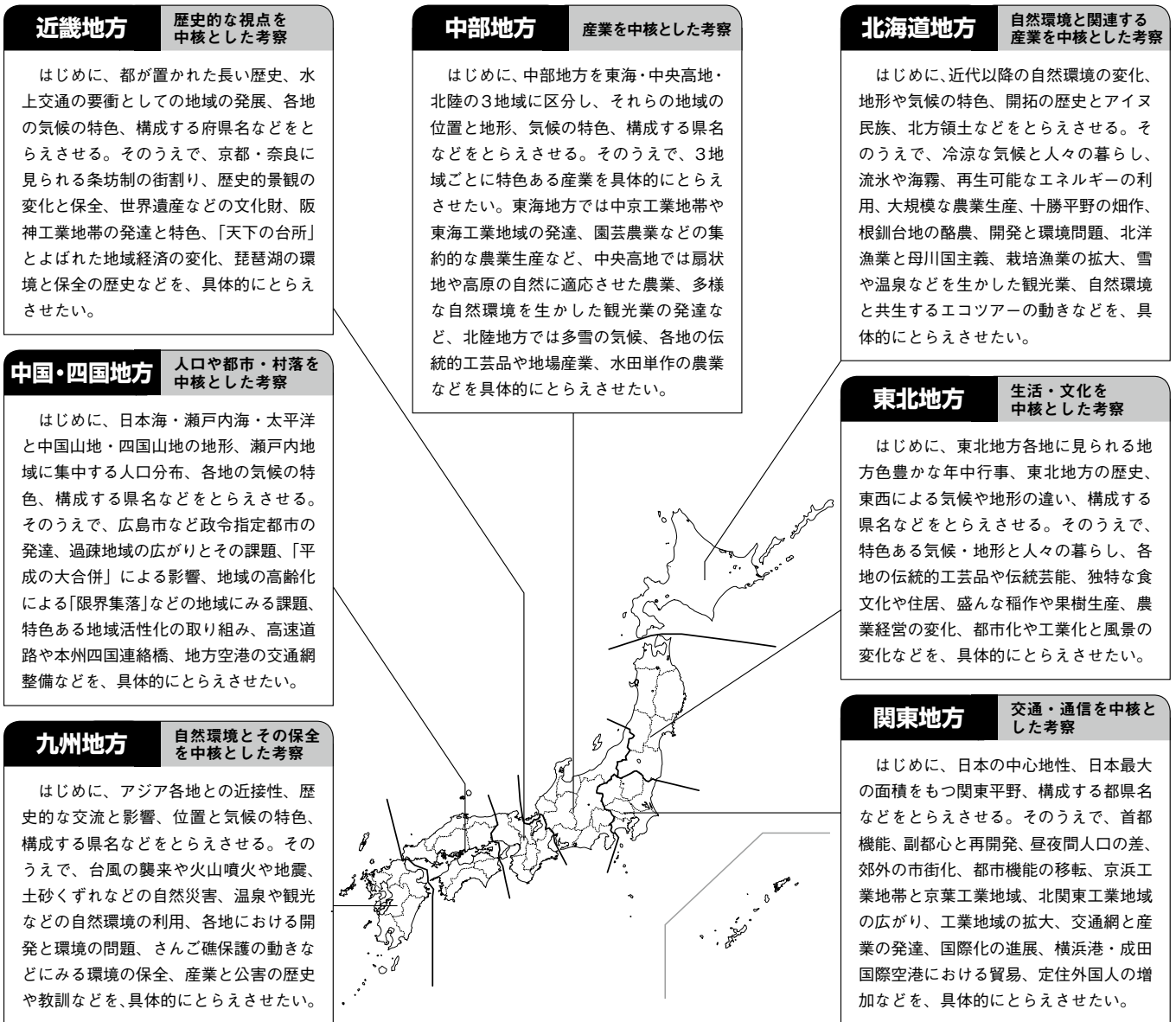


日本の諸地域の「中核テーマ」の設定について



1 地域区分について

『学習指導要領解説』では、「日本の諸地域については、国内を幾つかの地域に区分して取り上げることとし、その地域区分は、指導の観点や学校所在地の事情などを考慮して適切に決めること」とあり、学校現場の教員の裁量にゆだねている。この「幾つかの地域に区分」した日本については、例えば、内容Cの「(2) 日本の地域的特色と地域区分」の地域区分例で示した、従前の「日本の諸地域」学習でも多用されていた、九州、中国・四国、近畿、中部、関東、東北、北海道といった七つ程度の地域に区分したり、必要に応じてそれらを統合したり、細分したりして地域を区分することなどが考えられる。内容Cの「(2) 日本の地域的特色と地域区分」の学習成果を踏まえ、五つの「考察の仕方」に基づき、適切に地域的特色や地域の課題を追究できるよう、地域の規模や等質地域、機能地域といった地域の捉え方などに留意して地域を区分すること、その際、地理的分野の目標は国土のすみずみまで細かく学習しなくても達成でき、地域区分を細分化し過ぎないように戒めている。

2 各地方と「考察の仕方」

『学習指導要領』では、従前の「日本の諸地域」の七つの「考察の仕方」を踏まえて、内容Cの「(2) 日本の地域的特色と地域区分」の「①自然環境、②人口、③資源・エネルギーと産業、④交通・通信」の四つの小項目との関連を踏まえ、位置や分布、場所、人間と自然環境との相互依存関係、空間的相互依存作用、地域などに着目して地理的な見方・考え方を働かせる学習を展開するのに適した観点、グローバル化、都市化、情報化などの社会の変化に対応して、地域の動向や課題を捉えるのに適した観点を考慮している。①自然環境を中核とした考察の仕方、②人口や都市・村落を中核とした考察の仕方、③産業を中核とした考察の仕方、④交通や通信を中核とした考察の仕方、⑤その他の事象を中核とした考察の仕方がこれである。さらに、「学習する地域ごとに①～⑤の考察の仕方一つを選択する。①～④の考察の仕方は、少なくとも一度は取り扱う。また、⑤の考察の仕方は、様々な事象や事柄の中から、取り上げる地域に応じた適切なものを適宜設定する」と規定している。